

東京都受動喫煙防止条例に関する質問と回答（7月19日：東京都福祉保健局 回答）

	項目	回答	備考
1 飲食店の定義	飲食店の定義を教えてほしい	飲食営業許可を受けており、設備を設けて客に飲食をさせる施設です。	厚生労働省
2 既存特定飲食提供施設の要件	ネットカフェ、雀荘、サウナなど飲食店以外で、飲食許可を取得している施設は、既存特定飲食提供施設に該当するのか？	(面積要件等を満たしていれば) 該当します。	厚生労働省
3 既存特定飲食提供施設の要件	東京都の補助制度は飲食店営業許可を取得している風俗営業店は補助事業の対象となるのか？	令和元年度から、風営法規制対象の中小飲食店についても、補助対象としました。	東京都
4 既存特定飲食提供施設の要件	テーブルや椅子などの設備がある屋台、臨時出店などの飲食店の喫煙ルールはどうなるのか？	一概に言えませんが、屋台なら客席等は屋外にあるのではないかと思われますので、受動喫煙を生じさせないように、周囲に配慮してください。臨時出店かどうかは問い合わせません。	厚生労働省
5 喫煙目的施設関係	喫茶店について、喫煙を主目的とし、コーヒー・軽食を提供するお店が多いが、喫煙目的施設とならない理由についてはお伺いしたい。20歳未満の立ち入りを禁止にした運用とした場合、喫茶店も喫煙目的施設に該当するのではないか。	喫茶店でも、喫煙目的施設の類型に該当するものであれば、喫煙目的室を設置することができます。	厚生労働省
6 喫煙目的施設関係	出張販売の許可に関する帳簿や通知書などはどのようなものか？また、申請から許可まではどのくらいかかるのか？	通知書、許可期間等は財務省に照会ください。	厚生労働省
7 喫煙目的施設関係	たばこ販売許可店と出張販売許可店では帳簿などの作成、管理などに違いがあるのか？	ありません。	厚生労働省
8 喫煙目的施設関係	喫煙目的施設である公衆喫煙所については、飲料自販機を設置してもよいとのことであるが、バー・スナックや、たばこ販売店等の喫煙目的施設も同様に、飲料自販機を設置して良いという認識で良いか？また、飲料自販機だけでなく、たばこ自販機やその他食品の自販機等も設置しても良いという認識で良いか？	喫煙目的施設としての公衆喫煙所には、飲料自動販売機のみ設置可能です。 たばこ販売店については、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具を販売しており、それらが陳列する棚の約5割以上となっていますので、一部飲料等の販売を行うことが可能です。（飲食をすることは不可。） バー・スナックは、通常主食と認められる食事を提供しないことされており、自動販売機での食品の販売は可能です。 東京都補足：厚労省回答の「たばこ販売店における『一部飲料等の販売を行うことが可能』」「バー・スナックでの自動販売機での食品の販売は可能」について、東京都から厚労省に再度照会します。	厚生労働省 平成31年2月22日健発0222第1号 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）第5-1 平成31年4月26日改正健康増進法の施行に関するQ&A 6-2-1～
9 屋外要件	所謂海の家といった飲食店で、側壁が1面のみ柱と屋根での建物構成が主となる場合、「屋外」に該当するという認識で良いか。	屋外となります。 「屋外」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これ以外は「屋外」となります。	厚生労働省 平成31年2月22日健発0222第1号 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）第1-2-(2)
10 技術的基準について（区画化：屋根）	室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていることとの記載がある。屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上を覆われている場合には、「屋内」の扱いになるということだが、「天井」の定義を教えてほしい。 ①天井も面積の基準はあるのか？ ②施設の底（ひさし）やオーニング等も屋根になるのか？ ③格子状になっているものは、日よけ等で雨を避けないものは、屋根とみなさないという認識で良いか？	①ありません。 ②なりうると考えます。 ③たばこの煙が滞留しないようなものであればその認識でよいです。 東京都補足：厚労省回答について、具体的な条件等を厚労省に照会します。	厚生労働省
11 技術的基準について（区画化：壁）	室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていることとの記載がある。屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上を覆われている場合には、「屋内」の扱いになるということであるが、「側壁」の定義を教えてほしい。 ①側壁の材質については、指定の材質はあるのか？ ②ネットや格子状のものでも、OK？ ③概ね覆われているかどうか、どのように調べたら良いのか？面積の計算方法を具体的に教えてほしい。	①ありません。 ②たばこの煙が流出するようなものは認められません。 ③そのようなものはありません。 東京都補足：厚労省回答について、具体的な条件等を厚労省に照会します。	厚生労働省
12 技術的基準について（室外が屋外の場合）	Q/Aには「喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか？」とう問い合わせに対し、「その通り」と記載されている。都条例において、「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用室」「喫煙可能室」「喫煙目的室」の室外が屋外の場合は同様に技術的基準（境界面風速0.2m/s）は不要という認識で間違いないか？	間違いありません。国の考え方と同じです。	東京都
13 技術的基準について（境界面風速）	「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用室」「喫煙目的室」について、換気扇の能力が低く、通常開口面の風速0.2m/sを満たせない場合、開口面付近へ「れん」「カーテン」の設置により、開口面の風速0.2m/sを満たせば問題ないか？	問題ありません。 喫煙専用室等の出入口にれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙専用室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするといった工夫をすることは可能です。この場合には、れん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速0.2m毎秒を満たしていることが必要となります。	厚生労働省 平成31年4月26日公表「改正健康増進法の施行に関するQ&A」7-1-3

14	技術的基準について（エアカーテン）	エアカーテン設置時に喫煙専用室へ向かう気流が0.2m/s以上確保できればよく、エアカーテン未設置時は0.2m毎秒を下回る風速であってもよいと言う認識で間違いないか？	エアカーテン未設置時にも、出入口の室外から室内へ流入する空気の気流は、0.2m毎秒以上である必要があります。なお、喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、エアカーテンの設置の有無に関わらず、以下の3要件です。 (1)出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。 (2)たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ①「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。 ②「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと (3)たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。	厚生労働省	平成31年2月22日健発0222第1号「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）第3-2-(1)-①
15	技術的基準について（指定たばこ専用喫煙エリア）	指定たばこ専用喫煙室について屋内の一部の場所について認められているが、指定たばこ喫煙エリア並びに指定たばこ専用室は、例えば店舗面積の何割といったようなエリア面積の目安は存在するのか？喫煙専用室、一部喫煙可能室、一部喫煙目的室にも同様の基準はあるのか？組合員が問い合わせた際に、東京都より個別に5割の回答があったとも聞いている。どこにも記載が無いにも関わらず、もし5割等の基準が本当にあるようであれば、おかしいのではないか？	面積の目安等はありません。 ただし、あくまで「一部」であり、大半が喫煙室となることは趣旨からして認められません。 東京都独自の基準はありません。 東京都補足：厚労省回答「大半が」について、再度の御質問の内容を厚労省に照会します。	厚生労働省 東京都	※コールセンターに確認したところ、「5割程度を目安にするといいのではないか」という回答をしたことはありますが、5割が基本であると明言したことはありません。」とのことでした。
16	フロア分煙について	（改正健康増進法の施行に関するQ&A） 7-2-5 の図の通りに、喫煙エリアの廊下に排気を作成した場合、個室を指定たばこ専用室、廊下部分を喫煙専用室とすることは可能か？	厚生労働省へ確認します。 なお、現在、確認できている回答は別紙1のとおりです。	厚生労働省 (東京都)	
17	脱煙機能付き喫煙ブースの効果を確認するための測定方法の例	厚労省2/22局長通知では、①の条件(区画化、屋外排気、0.2m/s)を満たさなくていいというように読めたが、都条例においても気流(0.2m/s)が必要ということか？	厚生労働省の見解としては、「風速要件と区画要件は満たさなければ必要。」とのことです。東京都も国と同じ考え方ですので、脱煙機能付き喫煙ブース設置の場合(経過措置のケース)についても、風速要件と区画要件は満たさなければ必要があります。	厚生労働省 東京都	
18	標識関係	屋内喫煙室がある施設は、出入口の見やすい場所に標識掲示とするが、便宜的に館内表示としても良いか？	標識の掲示については、出入口の見やすいところで、屋内外は問いません。 東京都補足：「館内表示」の場所が、出入口の見やすいところでなければ、屋内・屋外に問わらず、提示された標識が、施設に入る際に必ず目に付くようしていただければ構いません。利用者等が施設に入る際に喫煙場所があることがわかり、受動喫煙を防ぐことができるようご協力をお願いします。	厚生労働省	Q&A-5 : 標外に記載
19	標識関係	施設内の専有エリア(飲食店テナント内)に喫煙所があり、施設共用部には喫煙所が無い場合も、施設の主たる入口に標識を提示する必要があるのか。喫煙所がある飲食店テナントの主たる入口のみでよいのか。	そのとおりです。各テナントの主たる出入口及び喫煙室(設置した際)への掲示は必須となります。	厚生労働省	
20	標識関係	標識については、施設の出入口にも掲示しなくてはならないということであるが、飲食店ビルやオフィスビルの場合、外の柱や自動ドア等に貼付するという考え方になるのか？	Q&Aの8-5参照。 東京都補足：「外の柱」「自動ドア」の場所が、入り口の見やすいところでなければ、屋内・屋外に問わらず、掲示された標識が、施設に入る際に必ず目に付くようしていただければ構いません。「外の柱」「自動ドア」でなくとも、施設に入る際に必ず目に付く場所であれば結構です。利用者等が施設に入る際に喫煙場所があることがわかり、受動喫煙を防ぐができるようご協力をお願いします。	厚生労働省	Q&A-5 : 標外に記載
21	標識関係	ビルのエントランス等、施設出入口が複数ある場合、全ての箇所に掲示しなくてはならないのか。たとえば、エントランスの自動ドアが5か所、地下入り口2か所、業務通路が1か所ある場合は、施設屋内の出入口から入ったすぐそばの受付やテナント案内板への掲示でも良いか	Q&Aの8-5参照。 東京都補足：「主な出入口」に掲示する必要があるので、全ての箇所に掲示しなければならないという規定はありません。ご質問の例示のケースだと（具体的な位置関係は分かりませんが）、施設屋内の出入口そばの受付やテナント案内板へ掲示されていれば、多くの利用者が施設に入る際にその場所を通り、施設内に喫煙場所があることがわかり、受動喫煙を防ぐができるようご協力をお願いします。	厚生労働省	Q&A-5 : 標外に記載
22	標識関係	喫煙専用室では、スモーキングルームや喫煙室等の現状の表示ではダメなのか	「喫煙所」という表記だけでは、どのような喫煙所か利用者からわかりにくいため、認められません。 ・喫煙専用室については、「専ら喫煙することができる場所」であり、飲食等が不可であることや、20歳未満の者が立してはいけないことをわかる表記をしていただく必要があります。 指定たばこ専用喫煙室についても、「指定たばこ専用喫煙室」であること、つまり、加熱式たばこのみが吸える（紙巻きたばこは吸ってはいけない）こと、飲食等は可能であること、20歳未満の者が立入してはいけないことを明記してください。	厚生労働省	

23	標識関係	標識に必ず記載しなくてはならない内容を明記していただきたい	<p>標識は、喫煙室の種別ごとに以下に掲げる事項を容易に識別できることが必要になります。</p> <p>〈喫煙専用室〉 【喫煙専用室標識】 ①当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【喫煙専用室設置施設】 ①喫煙専用室が設置されている旨 〈指定たばこ専用喫煙室〉 【指定たばこ専用喫煙室標識】 ①当該場所が指定たばこのみ喫煙することができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【指定たばこ専用喫煙室設置施設】 ①指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨 〈喫煙可能室〉 【喫煙可能室標識】 ①当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【喫煙可能室設置施設】 ①喫煙可能室が設置されている旨 〈喫煙目的室〉 【喫煙目的室標識】 ①当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【喫煙目的室設置施設】 ①喫煙目的室が設置されている旨 ※技術的基準の経過措置としている場合はその旨も記載。</p>	厚生労働省
23※	※喫煙可能室	喫煙可能室について、設置の際は保健所に届出することとなっているが、様式や届出を受けた保健所の具体的な対応はあるのか。	保健所での喫煙可能室設置に関する届出の受理業務は、「記入漏れがないかの確認」です。 様式は実際に届出を開始する際に改めてお知らせします。	厚生労働省 東京都
24	標識関係	東京都の資料では「2019年9月1日、飲食店における喫煙場所の有無が分かる標識の掲示義務（努力義務）【第九条】と記載されているが、義務ではなく努力義務という認識で間違いないか？	罰則規定はありませんが、義務規定です。	東京都
25	その他	オリンピック前ということもあり、建設業では人手不足が深刻な問題となっている。喫煙室の工事を依頼しても間に合わない場合はどうなるのか？	引き続き、迅速な対応をお願いしたいと考えています。	※都補助金について 都におきましても迅速な事務処理等に努めますので、期間的にゆとりを持ったご対応をいただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
25※	事例	喫煙室設置の好事例を説明していただきたい。文字よりも実際に喫煙室を整備した写真が見たい。	参考になる好事例が把握でき次第お示します。 基準や設置の仕方等については、東京都のアドバイザー事業をご活用ください。	東京都

Q&A8-5	喫煙専用室設置施設等標識、喫煙可能室設置施設標識等について、具体的にはどのような場所に提示する必要があるのか。	(答) 喫煙専用室設置施設等の標識等については、施設の主たる出入口の見やすい箇所に、これらの標識に記載された事項が容易に識別できるように掲示していただく必要があります。 掲示の場所については、出入口の扉の表側や出入口の扉の横の外壁部分に限らず、出入口の付近も標識の掲示場所となり得ます。 例えば、飲食店であれば店の玄関や受付、靴箱付近等が考えられますが、その場合でも、必ず、掲示された標識が施設に入る際に目につくようにしていただく必要があります。 (以下略)
--------	---	---

a	道路の拡張や再開発等により一度営業許可を返還して、2020年以降に再度同じ場所で営業を開始した場合、経過措置が認められるのか。道路拡張等の公共的事業により同様に営業許可を返納した場合など、営業者の責めに帰さない場合の対応はどうなるのかも確認願いたい。	(厚生労働省に照会中)	厚生労働省	※厚生労働省に確認中です。都は国と同様の方針とします。
b	のれんやカーテンにより風速基準を遵守していることを事業者はどのように確認すればよいか。	別紙3「たばこの煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」等を踏まえ、機器（風速計）の貸出しに事業を活用するなどして、施設管理者の責務として確認していただきたいというのが厚生労働省の回答です。 都も国と同様の考え方ですが、都では独自にアドバイザー事業を実施していますので、既設・新設に関わらず、必要に応じてご活用ください。	厚生労働省 東京都	平成31年4月26日公表「改正健康増進法の施行に関するQ&A」参考資料

東京都受動喫煙防止条例に関する質問と回答（7月19日：東京都福祉保健局 回答）

	項目	回答	備考
1 飲食店の定義	飲食店の定義を教えてほしい	飲食営業許可を受けており、設備を設けて客に飲食をさせる施設です。	厚生労働省
2 既存特定飲食提供施設の要件	ネットカフェ、雀荘、サウナなど飲食店以外で、飲食許可を取得している施設は、既存特定飲食提供施設に該当するのか？	(面積要件等を満たしていれば) 該当します。	厚生労働省
3 既存特定飲食提供施設の要件	東京都の補助制度は飲食店営業許可を取得している風俗営業店は補助事業の対象となるのか？	令和元年度から、風営法規制対象の中小飲食店についても、補助対象としました。	東京都
4 既存特定飲食提供施設の要件	テーブルや椅子などの設備がある屋台、臨時出店などの飲食店の喫煙ルールはどうなるのか？	一概に言えませんが、屋台なら客席等は屋外にあるのではないかと思われますので、受動喫煙を生じさせないように、周囲に配慮してください。臨時出店かどうかは問いません。	厚生労働省
5 喫煙目的施設関係	喫茶店について、喫煙を主目的とし、コーヒーや軽食を提供するお店が多いが、喫煙目的施設とならない理由についてはお伺いしたい。20歳未満の立ち入りを禁止にした運用とした場合、喫茶店も喫煙目的施設に該当するのではないか？	喫茶店でも、喫煙目的施設の類型に該当するものであれば、喫煙目的室を設置することができます。	厚生労働省
6 喫煙目的施設関係	出張販売の許可に関する帳簿や通知書などはどのようなものか？また、申請から許可まではどのくらいかかるのか？	通知書、許可期間等は財務省に照会ください。	厚生労働省
7 喫煙目的施設関係	たばこ販売許可店と出張販売許可店では帳簿などの作成、管理などに違いがあるのか？	ありません。	厚生労働省
8 喫煙目的施設関係	喫煙目的施設である公衆喫煙所については、飲料自販機を設置してもよいとのことであるが、バー・スナックや、たばこ販売店等の喫煙目的施設も同様に、飲料自販機を設置して良いという認識で良いか？また、飲料自販機だけでなく、たばこ自販機やその他食品の自販機等も設置しても良いという認識で良いか？	喫煙目的施設としての公衆喫煙所には、飲料自動販売機のみ設置可能です。 たばこ販売店については、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具を販売しており、それらが陳列する棚の約5割以上となっていますので、一部飲料等の販売を行うことが可能です。（飲食をすることは不可。） バー・スナックは、通常主食と認められる食事を提供しないこととされており、自動販売機での食品の販売は可能です。 東京都補足：厚労省回答の「たばこ販売店における一部飲料等の販売を行うことが可能」「バー・スナックでの自動販売機での食品の販売は可能」について、東京都から厚労省に再度照会します。	厚生労働省 平成31年2月22日健発0222第1号 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）第5-1 平成31年4月26日改正健康増進法の施行に関するQ&A 6-2-1～
9 屋外要件	所謂海の家といった飲食店で、側壁が1面のみ柱と屋根での建物構成が主となる場合、「屋外」に該当するという認識で良いか。	屋外となります。 「屋外」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これ以外は「屋外」になります。	厚生労働省 平成31年2月22日健発0222第1号 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）第1-2-(2)
10 技術的基準について（区画化：屋根）	室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていることの記載がある。屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上を覆われている場合には、「屋内」の扱いになるということだが、「天井」の定義を教えてほしい。 ①天井も面積の基準はあるのか？ ②施設の庇（ひさし）やオーニング等も屋根になるのか？ ③格子状になっているものは、日よけ等で雨を凌げないものは、屋根とみなさないという認識で良いか？	①ありません。 ②なりうると考えます。 ③たばこの煙が滞留しないようなものであればその認識でよいです。 東京都補足：厚労省回答について、具体的な条件等を厚労省に照会します。	厚生労働省
11 技術的基準について（区画化：壁）	室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていることの記載がある。屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上を覆われている場合には、「屋内」の扱いになるということであるが、「側壁」の定義を教えてほしい。 ①側壁の材質については、指定の材質はあるのか？ ②ネットや格子状のものでも、OKか？ ③概ね覆われているかどうか、どのように調べたら良いのか？面積の計算方法を具体的に教えてほしい。 QAには、「喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に関する技術的基準はないのか？」と問い合わせがあり、「そのとおり」と記載されている。都条例においても、「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用室」「喫煙可能室」「喫煙目的室」の室外が屋外の場合は同様に技術的基準（境界面風速0.2m/s）は不要という認識で間違いないか？	①ありません。 ②たばこの煙が流出するようなものは認められません。 ③そのようなものはありません。 東京都補足：厚労省回答について、具体的な条件等を厚労省に照会します。	厚生労働省
12 技術的基準について（室外が屋外の場合）	「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用室」「喫煙目的室」について、換気扇の能力が低く、通常開口面の風速0.2m/sを満たせない場合、開口面付近へ「のれん」「カーテン」の設置により、開口面の風速0.2m/sを満たせば問題ないか？	間違いません。国の方と同じです。	東京都
13 技術的基準について（境界面風速）	「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用室」「喫煙目的室」について、換気扇の能力が低く、通常開口面の風速0.2m/sを満たせない場合、開口面付近へ「のれん」「カーテン」の設置により、開口面の風速0.2m/sを満たせば問題ないか？	問題ありません。 喫煙専用室等の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙専用室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするといった工夫をすることは可能です。この場合には、のれん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速0.2m毎秒を満たしていることが必要となります。	厚生労働省 平成31年4月26日公表「改正健康増進法の施行に関するQ&A」7-1-3

14	技術的基準について（エアカーテン）	エアカーテン設置時に喫煙専用室へ向かう気流が0.2m/s以上確保できればよく、エアカーテン未設置時は0.2m毎秒を下回る風速であってもよいと言う認識で間違いないか？	エアカーテン未設置時にも、出入口の室外から室内へ流入する空気の気流は、0.2m毎秒以上である必要があります。なお、喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、エアカーテンの設置の有無に関わらず、以下の3要件です。 (1)出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。 (2)たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ①「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。 ②「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと (3)たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。	厚生労働省	平成31年2月22日健発0222第1号「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）第3-2-(1)-①
15	技術的基準について（指定たばこ専用喫煙エリア）	指定たばこ専用喫煙室について屋内的一部の場所について認められているが、指定たばこ喫煙エリア並びに指定たばこ専用室は、例えば店舗面積の何割といったようなエリア面積の目安は存在するのか？喫煙専用室、一部喫煙可能室、一部喫煙目的室にも同様の基準があるのか？ 組合員が問い合わせた際に、東京都より個別に5割の回答があったとも聞いている。どこにも記載が無いにも関わらず、もし5割等の基準が本当にあるようであれば、おかしいのではないか？	面積の目安等はありません。 ただし、あくまで「一部」であり、大半が喫煙室となることは趣旨からして認められません。 東京都独自の基準はありません。 東京都補足：厚労省回答「大半が」について、再度の御質問の内容を厚労省に照会します。	厚生労働省 東京都	※コールセンターに確認したところ、「5割程度を目安にするといいのではないか」という回答をしたことはあります、5割が基本であると明言したことはありません。」とのことでした。
16	フロア分煙について	（改正健康増進法の施行に関するQ&Aの）7-2-5の図の通りに、喫煙エリアの廊下に排気を作成した場合、個室を指定たばこ専用室、廊下部分を喫煙専用室とすることは可能か？	厚生労働省へ確認します。 なお、現在、確認できている回答は別紙1のとおりです。	厚生労働省 (東京都)	
17	脱煙機能付き喫煙ブースの効果を確認するための測定方法の例	厚労省2/22局長通知では、①の条件(区画化、屋外排気、0.2m/s)を満たさなくていいというように読めたが、都条例においても気流(0.2m/s)が必要ということか？	厚生労働省の見解としては、「風速要件と区画要件は満たさなければ必要」のことです。東京都も国と同じ考え方ですので、脱煙機能付き喫煙ブース設置の場合(経過措置のケース)についても、風速要件と区画要件は満たさなければ必要があります。	厚生労働省 東京都	
18	標識関係	屋内喫煙室がある施設は、出入口の見やすい場所に標識掲示とあるが、便宜的に館内表示としても良いか？	標識の掲示については、出入口の見やすいところで、屋内外は問いません。 東京都補足：「館内表示」の場所が、出入口の見やすいところであれば、屋内・屋外に問わらず、掲示された標識が、施設に入る際に必ず目に付くようしていただければ構いません。利用者等が施設に入る際に喫煙場所があることがわかり、受動喫煙を防ぐができるようご協力をお願いします。	厚生労働省	Q&A8-5 : 欄外に記載
19	標識関係	施設内の専有エリア(飲食店テナント内)に喫煙所があり、施設共用部には喫煙所が無い場合も、施設の主たる入口に標識を掲示する必要があるのか。喫煙所がある飲食店テナントの主たる入口のみでよいのか。	そのとおりです。各テナントの主たる出入口及び喫煙室(設置した際)への掲示は必須となります。	厚生労働省	
20	標識関係	標識については、施設の出入口にも掲示しなくてはならないということであるが、飲食店ビルやオフィスビルの場合、外の柱や自動ドア等に貼付するという考え方になるのか？	Q&Aの8-5参照。 東京都補足：「外の柱」「自動ドア」の場所が、出入り内の見やすいところであれば、屋内・屋外に問わらず、掲示された標識が、施設に入る際に必ず目に付くようしていただければ構いません。「外の柱」「自動ドア」でなくとも、施設に入る際に必ず目に付く場所であれば結構です。利用者等が施設に入る際に喫煙場所があることがわかり、受動喫煙を防ぐができるようご協力をお願いします。	厚生労働省	Q&A8-5 : 欄外に記載
21	標識関係	ビルのエントランス等、施設出入口が複数ある場合、全ての箇所に掲示しなくてはならないのか。たとえば、エントランスの自動ドアが5か所、地下入り口2か所、業務通路が1か所ある場合は、施設内の出入口から入ったすぐそばの受付やテナント案内板への掲示でも良いか	Q&Aの8-5参照。 東京都補足：「主な出入口」に掲示する必要があるので、全ての箇所に掲示しなければならないという規定はありません。ご質問の例示のケースですと（具体的な位置関係は分かりません）、施設内の出入口そばの受付やテナント案内板へ掲示されていれば、多くの利用者が施設内に入る際にその場所を通り、施設内に喫煙場所があることがわかり、受動喫煙を防ぐことができるようご協力をお願いします。	厚生労働省	Q&A8-5 : 欄外に記載
22	標識関係	喫煙専用室では、スモーキングルームや喫煙室等の現状の表示ではダメなのか	「喫煙所」という表記だけでは、どのような喫煙所か利用者からわかりにくいため、認められません。 ・喫煙専用室については、「専ら喫煙することができる場所」であり、飲食等が不可であることや、20歳未満の者が立入してはいけないことがわかる表記をしていただく必要があります。 指定たばこ専用喫煙室についても、「指定たばこ専用喫煙室」であること、つまり、加熱式たばこのみが吸える（紙巻きたばこは吸ってはいけない）こと、飲食等は可能であること、20歳未満の者が立入してはいけないことを明記してください。	厚生労働省	

23	標識関係	標識に必ず記載しなくてはならない内容を明記していただきたい	<p>標識は、喫煙室の種別ごとに以下に掲げる事項を容易に識別できることが必要になります。</p> <p>〈喫煙専用室〉</p> <p>【喫煙専用室標識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 <p>【喫煙専用室設置施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①喫煙専用室が設置されている旨 <p>〈指定たばこ専用喫煙室〉</p> <p>【指定たばこ専用喫煙室標識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該場所が指定たばこのみ喫煙することができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 <p>【指定たばこ専用喫煙室設置施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨 <p>〈喫煙可能室〉</p> <p>【喫煙可能室標識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該場所が喫煙することができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 <p>【喫煙可能室設置施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①喫煙可能室が設置されている旨 <p>〈喫煙目的室〉</p> <p>【喫煙目的室標識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 <p>【喫煙目的室設置施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①喫煙目的室が設置されている旨 <p>※技術的基準の経過措置としている場合はその旨も記載。</p>	厚生労働省
23※	※喫煙可能室	喫煙可能室について、設置の際は保健所に届出することとなっているが、様式や届出を受けた保健所の具体的な対応はあるのか。	保健所での喫煙可能室設置に関する届出の受理業務は、「記入漏れがないかの確認」です。 様式は実際に届出を開始する際に改めてお知らせします。	厚生労働省 東京都
24	標識関係	東京都の資料では「2019年9月1日、飲食店における喫煙場所の有無が分かる標識の掲示義務（努力義務）【第九条】」と記載されているが、義務ではなく努力義務という認識で間違いないか？	罰則規定はありませんが、義務規定です。	東京都
25	その他	オリンピック前ということもあり、建設業では人手不足が深刻な問題となっている。喫煙室の工事を依頼しても間に合わない場合はどうなるのか？	引き続き、迅速な対応をお願いしたいと考えています。	※都補助金について 都におきましても迅速な事務処理等に努めますので、期間的にゆとりを持ったご対応をいただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
25※	事例	喫煙室設置の好事例を説明していただきたい。文字よりも実際に喫煙室を整備した写真が見たい。	参考になる好事例が把握でき次第お示しします。 基準や設置の仕方等については、東京都のアドバイザー事業をご活用ください。	東京都

Q&A8-5	<p>喫煙専用室設置施設等標識、喫煙可能室設置施設標識等について、具体的にはどのような場所に提示する必要があるのか。</p>	<p>(答)</p> <p>喫煙専用室設置施設等の標識等については、施設の主たる出入口の見やすい箇所に、これらの標識に記載された事項が容易に識別できるように掲示していただく必要があります。</p> <p>掲示の場所については、出入口の扉の表側や出入口の扉の横の外壁部分に限らず、出入口の付近も標識の掲示場所となり得ます。</p> <p>例えば、飲食店であれば店の玄関や受付、靴箱付近等が考えられますが、その場合でも、必ず、掲示された標識が施設に入る際に目につくようにしていただく必要があります。</p> <p>(以下略)</p>
--------	--	--

a	道路の拡張や再開発等により一度営業許可を返還して、2020年以降に再度同じ場所で営業を開始した場合、経過措置が認められるのか。道路拡張等の公共的事業により同様に営業許可を返納した場合など、営業者の責めに帰さない場合の対応はどうなるのかも確認願いたい。	(厚生労働省に照会中)	厚生労働省	※厚生労働省に確認中です。都は国と同様の方針とします。
b	のれんやカーテンにより風速基準を遵守していることを事業者はどのように確認すればよいか。	別紙3「たばこの煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」等を踏まえ、機器（風速計）の貸出しに事業を活用するなどして、施設管理者の責務として確認していただきたいというのが厚生労働省の回答です。 都も国と同様の考え方ですが、都では独自にアドバイザー事業を実施していますので、既設置・新設に関わらず、必要に応じてご活用ください。	厚生労働省 東京都	平成31年4月26日公表「改正健康増進法の施行に関するQ&A」参考資料